

平成29年1月度実施 実技試験  
個人資産相談業務

## 実技試験（個人資産相談業務）

---

次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

### 《設例》

Aさん（33歳）および妻Bさん（29歳）は、民間企業に勤める会社員である。平成29年3月に第1子を出産予定の妻Bさんは、産前産後休業および育児休業を取得する予定である。Aさんは、妻Bさんの産前産後休業および育児休業に係る社会保険からの給付の内容について知りたいと考えている。また、Aさんは、自分が死亡した場合の公的年金制度からの給付等についての理解も深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんおよび妻Bさんに関する資料〉

（1）Aさん（会社員）

生年月日：昭和58年8月30日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

[公的年金の加入歴]

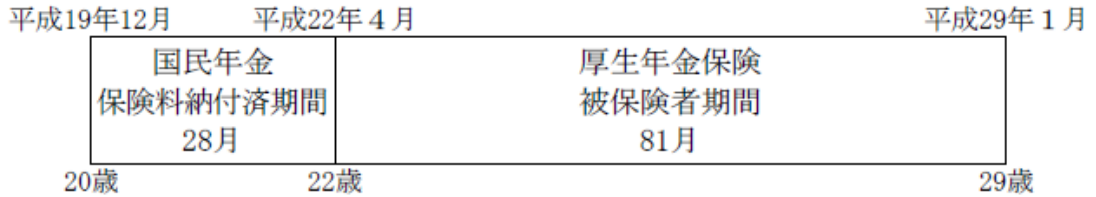
平成15年8月	平成18年4月	平成29年1月
国民年金 保険料納付済期間 32月	厚生年金保険 被保険者期間 129月（平均標準報酬額：35万円）	
20歳	22歳	33歳

(2) 妻Bさん（会社員）

生年月日：昭和62年12月15日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

[公的年金の加入歴]



※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

(1)

Mさんは、Aさんに対して、妻Bさんが産前産後休業を取得した場合の全国健康保険協会管掌健康保険からの給付および全国健康保険協会の出産費貸付制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- i) 「全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である妻Bさんは、出産のために休業し、その期間について事業主から給与の支払を受けられない場合、所定の手続により、出産の日（出産の日が産前の予定日後であるときは産前の予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から産後の日（ ① ）までの間における休業した日について、産前産後休業手当を受給することができます」
- ii) 「妻Bさんは、平成 29 年 3 月に産前産後休業を取得した場合、所定の手続により、産前産後休業一時金を受給することができます。産前産後休業一時金の額は、産科医療補償制度に加入している医療機関で産前産後休業した場合は 1 児につき（ ② ）、産科医療補償制度の対象外となる産前産後休業の場合は 1 児につき 40 万 4,000 円です」
- iii) 「産前産後休業一時金が支給されるまでの間に産前産後費用が必要となった場合には、一定の要件のもとに、全国健康保険協会の産前産後費用貸付制度を利用することができます。この制度では、産前産後休業一時金支給見込額の（ ③ ）相当額を限度に無利子で資金の貸付を受けることができます」

<語句群>

イ. 42 日	ロ. 56 日	ハ. 63 日	ニ. 42 万円	ホ. 45 万円
ヘ. 52 万円	ト. 6 割	チ. 7 割	リ. 8 割	

(1)

「全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である妻Bさんは、出産のために休業し、その期間について事業主から給与の支払を受けられない場合、所定の手続により、出産の日（出産の日が産後の予定日後であるときは産後の予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から産後の日（**①ロ. 56 日**）までの間における休業した日について、産後手当金を受給することができます」

産休中、会社から給与の支給がない場合、健康保険から産後手当金が支給される。支給額は休業 1 日につき、「支給開始日前 12 ヶ月間の各標準報酬月額の前平均額×30 分の 1×3 分の 2 相当額」で、産前 42 日+産後 56 日の合計 98 日の範囲内である。

「妻Bさんは、平成 29 年 3 月に産後した場合、所定の手続により、産後育児一時金を受給することができます。産後育児一時金の額は、産科医療補償制度に加入している医療機関で産後した場合は 1 児につき（**②ニ. 42 万円**）、産科医療補償制度の対象外となる産後の場合は 1 児につき 40 万 4,000 円です」

設問のとおり。

「産後育児一時金が発給されるまでの間に産後費用が必要となった場合には、一定の要件のもとに、全国健康保険協会の産後費貸付制度を利用することができます。この制度では、産後育児一時金支給見込額の（**③リ. 8 割**）相当額を限度に無利子で資金の貸付を受けることができます」

設問のとおり。

(2)

Mさんは、Aさんに対して、妻Bさんが産前産後休業および育児休業を取得し、その期間について勤務先から給与が支給されない場合における社会保険の取扱い等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「妻Bさんを使用する事業主が、妻Bさんの産前産後休業期間中に所定の手続を行うことにより、妻Bさんの産前産後休業期間に係る健康保険の保険料は免除されますが、厚生年金保険の保険料は免除されません」
- ② 「妻Bさんは、所定の手続により、雇用保険の育児休業給付金の支給を受けることができます。育児休業給付金の額は、育児休業を開始した日から育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して180日に達するまでの間は、1支給単位期間当たり、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の67%に相当する額となります」
- ③ 「妻Bさんが所定の手続により受給することができる雇用保険の育児休業給付金には、支給限度額および最低限度額が設けられており、これらの額は、原則として毎年8月1日に改定されます」

解説

(2)

① ×

産前産後休業・育児休業中の健康保険・厚生年金の保険料は、事業主・被保険者とも負担は免除される。

② ○

設問のとおり。

③ ○

設問のとおり。

(3)

仮に、Aさんが現時点（平成29年1月22日）で死亡し、妻Bさんが遺族厚生年金の受給権を取得した場合、受給権取得時における妻Bさんの遺族厚生年金の年金額（平成28年度価額）を計算した次の〈計算式〉の空欄①、②、④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。また、空欄③に入る適切な語句を、解答用紙の「される／されない」のいずれかから選び、マルで囲みなさい。計算にあたっては、《設例》および下記の〈資料〉を利用すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

1. 基本額（本来水準の額。円未満四捨五入）

$$350,000 \text{ 円} \times 5.481 / 1,000 \times ( \text{ ① } ) \text{ 月} \times ( \text{ ② } ) = \square\square\square\text{円}$$

2. 中高齢寡婦加算額（解答用紙の「される／されない」のいずれかをマルで囲むこと）

妻Bさんの場合、中高齢寡婦加算額は加算 ③（される / されない）

3. 遺族厚生年金の年金額（円未満四捨五入）

（ ④ ）円

<資料>

**遺族厚生年金の計算式（平成28年度価額）**

遺族厚生年金の年金額＝基本額（本来水準の額）＋中高齢寡婦加算額

i) 基本額（厚生年金保険の被保険者期間がすべて平成15年4月以後である場合）

$$\text{基本額} = \text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1,000 \times \square\square\square\text{月} \times \square\square\square / \square\square\square$$

ii) 中高齢寡婦加算額 585,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）



(3)

1. 基本額

$$350,000 \text{ 円} \times 5.481 / 1,000 \times (\textcircled{1}300) \text{ 月} \times (\textcircled{2}3 / 4) = 431,629 \text{ 円}$$

遺族厚生年金の支給額は、死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3で、被保険者期間が300月未満の場合は300月とみなして計算する。

2. 中高齢寡婦加算額

妻Bさんの場合、中高齢寡婦加算額は加算  $\textcircled{3}$  (されない)

中高齢寡婦加算は、夫死亡時に40歳以上で子のいない妻や、子があってもその子が遺族基礎年金における加算対象外となったときに40歳以上の妻に支給される。設問の場合、夫が32歳で死亡時、妻は30歳であるため、中高齢寡婦加算はない。

3. 遺族厚生年金の年金額 (円未満四捨五入)

( $\textcircled{4}431,629$ ) 円

上記1. 基本額の計算式より。

次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（52歳）は、昨年、現金6,000万円を相続した。Aさんは、その資金の一部で、特定口座を利用して投資信託を購入することを検討している。そこで、Aさんは、興味を持っているX投資信託およびY投資信託について、証券会社に勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。X投資信託およびY投資信託に関する資料等は、以下のとおりである。

〈X投資信託に関する資料〉

- ・ 公募株式投資信託
- ・ 追加型／国内／債券
- ・ 主な投資対象 : 国内の投資適格債券
- ・ 信託期間 : 無期限
- ・ 決算日 : 毎年3月20日
- ・ 購入時手数料 : なし
- ・ 運用管理費用（信託報酬） : 年1.08%（税込）
- ・ 信託財産留保額 : なし

〈Y投資信託に関する資料〉

- ・ 公募株式投資信託
- ・ 追加型／国内／株式
- ・ 主な投資対象 : 国内の企業のなかで、技術革新に積極的に取り組む企業の株式
- ・ 信託期間 : 無期限
- ・ 決算日 : 毎年6月15日
- ・ 購入時手数料 : 購入時の基準価額に対して3.24%（税込）
- ・ 運用管理費用（信託報酬） : 年1.62%（税込）
- ・ 信託財産留保額 : 換金時の基準価額に対して0.32%

〈X投資信託とY投資信託の運用パフォーマンスに関する資料〉

	X投資信託	Y投資信託
過去5年間の収益率の平均値（リターン）	5.0%	10.0%
過去5年間の収益率の標準偏差（リスク）	10.0%	15.0%
無リスク資産利率	1.0%	

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。